

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第414号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第368号）

事件名：「自閉症者の日常生活の困難さ，能力の評価基準」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「自閉症者の日常生活の困難さ，能力の評価基準」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第20号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年4月23日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件請求文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人は，これを不服とし，平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）における障害支援区分 認定調査員マニュアルを請求文書と特定し開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考え

る。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「自閉症者の日常生活の困難さ、能力の評価基準」の開示を求めるものである。

障害者総合支援法における障害支援区分の認定調査は大きく①移動や動作に関連する項目、②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目、③意思疎通等に関する項目、④行動障害に関連する項目、⑤特別な医療に関連する項目、⑥コミュニケーション等に関連する項目（原文ママ）、⑦行動障害に関連する項目（原文ママ）、⑧特別な医療に関連する項目（原文ママ）に分かれており、合計80項目において障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表すものである。認定調査項目の判断基準では、「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」等によってできない場合などの記載があり、自閉症を含む発達障害者の留意もされている。以上の点から、請求文書と特定し開示とした原処分は、妥当であると考えられる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月29日 | 審議 |
| ④ 同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3(1)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明

を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、障害者総合支援法に基づき、介護給付費等の支給申請のあった障害者への必要な支援の度合いを調査する認定調査員（市町村職員等）が利用するマニュアルであり、調査の基準となる「障害支援区分」の留意点や判断基準などが記載されている。

イ 「障害支援区分」は、障害者総合支援法（４条４項）に基づいて厚生労働省令で定められた区分であり、大きく①移動や動作に関連する項目（例「寝返り」等１２項目）、②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（例「食事」等１６項目）、③意思疎通等に関連する項目（例「コミュニケーション」等６項目）、④行動障害に関連する項目（例「感情が不安定」等３４項目）、⑤特別な医療に関連する項目（例「点滴の管理」等１２項目）に分かれており、合計８０項目から成り、また、これらの項目ごとに、それぞれ段階的な支援の度合いが示されている。

ウ 障害者総合支援法（４条１項）にいう「障害者」に含まれる精神障害者は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第２項に規定する発達障害者を含み、（略））」とされており、また、発達障害者支援法２条１項により、発達障害の定義には「自閉症」を含むので、「障害支援区分」は、自閉症を含む発達障害がある者にも用いられている。

エ さらに、本件対象文書において、留意点として、「障害支援区分」に掲げられた項目に係る支援の度合いの判断は、運動機能の低下に限らず、「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」等によって「できない場合」を含めて判断する等と記載されており、自閉症を含む発達障害がある者の留意もされている。

オ また、厚生労働省において、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

カ 以上の点から、本件請求文書として、本件対象文書を特定し開示した原処分は、妥当であると考える。

(2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書には、「障害支援区分」の項目ごとに、留意点、判断基準等が記載されていることが認められ、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記（１）の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子